

令和3年度 社会福祉法人あせんぶるおーる

処遇改善の取り組み

福祉・介護職員処遇改善事業は、一般的な企業と比べて賃金の低い福祉・介護職員の賃金を改善するため、平成23年度から国の助成金により創設されました。

平成29年度の障害福祉サービス等報酬改定においては、障害福祉人材の職場定着の必要性、障害福祉サービス事業者による昇給や評価を含む賃金制度の整備、運用状況を踏まえ、事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築を満たしている法人に対して、更なる加算の拡充がされているところです。

社会福祉法人あせんぶるおーるでは、以下のキャリアアップの仕組みを満たし、就労移行の訓練等給付費×6.4%の加算(令和3年度から0.3%引き下げられました)をいただいているいます。(就労定着支援事業についてはこの加算はありません)

(あせんぶるおーるのキャリアパス職場環境要件)

資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務研修受講や、より専門性の高い支援技術を取得しようとするものに対する研修受講等の支援
	研修の受講や、キャリア段位制度と人事考課との連動
労働環境・処遇の改善	新人福祉・介護職員の早期離職防止のための新人指導担当者の制度の導入
	ICTの活用による業務省力化
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	事故・トラブル等への対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	障害福祉サービス等情報公開制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	中途採用者（他業種からの転職者、主婦層、中高年齢者）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
	障害を有するものでも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
	非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減

また令和元年10月より介護人材確保のための取組をより一層進めるため経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため「特定処遇改善加算」が新設されました。この特定処遇改善加算は、経験・技能のある職員に重点化して、「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準（年収440万）」を設定・確保することが必要です。

この加算によりいただいた助成金については、すべて社会福祉法人あせんぶるおーる 就労支援センターあっぷでーとで業務を行っている対象職種（生活支援員/職業指導員/就労支援員…注：管理者/サービス管理責任者は直接処遇を行っていても助成金からの支出はできません）及び、直接処遇に関わる職員（別会計から支出）に一時金として支給しています。また、特定処遇改善加算については通常の処遇改善加算とは違い、サービス管理責任者にも配分することができます。

令和3年度処遇改善助成金による賃金改善額
の実績金額（内訳）

処遇改善金額…¥2,646,750-
特定処遇改善金額…¥703,115-

特殊技能正規職員A（常勤8H）
¥43,516-（月額換算）

特殊技能正規職員B（8H）
¥41,677-（月額換算）

特殊技能正規職員C（8H）
¥39,880-（月額換算）

正規職員（8H）
¥36,244-（月額換算）

有期職員(8H)
¥36,244-（月額換算）

有期職員（6H）
¥26,272-（月額換算）

社会福祉法人あせんぶるおーる給与規程
第26条により、処遇改善加算の算定額
の支給期間中の9月/3月を支給月とし、
一時金支給日に在職する者の勤務時間実
績割合に応じて支給しています。また一
部手当に振り分けを行っています。

*尚、令和4年2月からスタートした「福祉・介護職員処遇改善臨時交付金」（1ヶ月の基本報酬×1.3%）については、2月・3月分をまとめ3月に全員に対し（¥5,600-/月）支給いたしました。